

令和2年12月17日

会員各位

鎌倉市医師会会長 山口 泰
病院診療所担当理事 峰野 元明

「新型コロナウイルス感染症対応」のための医療機関向け
電話医療通訳サービスの提供（厚生労働省委託事業）について

標記の件につきまして、神奈川県医師会より案内がございましたので、お知らせ致します。なお、下記のホームページアドレスにてダウンロードできます。

★神奈川県のホームページ

[http://www.pref.kanagawa.jp/docs/t3u/
kanagawa_gaikokujinkanjya.html](http://www.pref.kanagawa.jp/docs/t3u/kanagawa_gaikokujinkanjya.html)

神奈川県医師会
会長 菊岡正和
(公印省略)

「新型コロナウイルス感染症対応」のための医療機関向け
電話医療通訳サービスの提供（厚生労働省委託事業）について

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、平素より本会活動にご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記について県健康医療局保健医療部医療課長より別添のとおり通知が参りました。

厚生労働省による新型コロナウイルス感染症対応のための医療機関向け電話医療通訳サービスの提供については、令和2年6月26日付け文書にて、令和2年11月28日（土）まで提供する旨、周知依頼いたしましたが、本件は、提供期間を**当面延長する**としたことをお知らせするものです。

費用は、通話・データ通信料以外はかかりません。詳細は別添をご参照ください。

つきましては、貴会におかれましても本件をご了知いただくとともに、貴会会員へご周知いただきますようお願い申し上げます。

事務担当：地域保健課 代
〒231-0037
横浜市中区富士見町3-1
TEL：045-241-7000 FAX：045-241-1464
e-mail：r-dai@kanagawa.med.or.jp

医第 2553 号
令和 2 年 12 月 1 日

公益社団法人神奈川県医師会会長 殿

神奈川県健康医療局保健医療部医療課長
(公 印 省 略)

「新型コロナウイルス感染症対応」のための医療機関向け電話医療通訳サービスの提供（厚生労働省委託事業）について（ご案内）

本県の保健衛生行政の推進について、日ごろから多大なる御支援、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記について、別添のとおり、令和 2 年 11 月 27 日付けで厚生労働省医政局総務課医療国際展開推進室から、新型コロナウイルス感染症患者及びその疑い患者の診療を行う医療機関（感染症指定医療機関、帰国者・接触者外来を設置している医療機関等）を対象とする電話医療通訳サービス（厚生労働省委託事業）について、対応言語の拡充、サービス対象期間の延長等について周知依頼がありました。

つきましては、大変お手数ですが、貴会会員方への周知についてよろしく願いいたします。

なお、標記サービスのご案内については、下記の県ホームページアドレスから確認できますので、併せて周知方よろしく願いいたします。

【県ホームページ】

http://www.pref.kanagawa.jp/docs/t3u/kanagawa_gaikoku_jinkan_jya.html

問合せ先

医療整備グループ 秋好

電話 045-210-4874（直通）

送信者 医療国際 展開(kokusai-tenkai) <kokusai-tenkai@mhlw.go.jp>
 受信者 宛先不明
 Cc 医療国際 展開(kokusai-tenkai) <kokusai-tenkai@mhlw.go.jp>
 受信日 2020/11/27 18:52:13
 送信日 2020/11/27 18:51:54
 件名 周知依頼:「医療機関等における新型コロナウイルス感染症対応に資する電話医療通訳サービス事業」の更新情報

各都道府県 衛生主管部(局) ご担当者様

平素より大変お世話になっております。
 厚生労働省医政局総務課医療国際展開推進室です。

現在実施しております、厚生労働省の「医療機関等における新型コロナウイルス感染症対応に資する電話医療通訳サービス事業」についてご連絡いたします。

以下の点を更新いたしましたので、大変お手数ですが、貴管下の医療機関への周知についてご協力いただけますと幸いです。

- (1) 対応期間の延長: 2020年11月28日までの予定でしたが、期間を延長しました。(終了時期については改めてご連絡いたします。)
- (2) 対象機関の更新: 現在発出されている各種事務連絡に基づき、更新しました。
- (3) 対応言語の追加: ベトナム語とフランス語を追加しました。(当該2言語の対応は2020年12月7日から開始となります)

本サービスの詳細は以下をご参照ください。

■医療機関等における新型コロナウイルス感染症対応に資する電話医療通訳サービス事業

1. 事業内容

新型コロナウイルス感染症患者及び感染が疑われる者の診療を行う医療機関(感染症指定医療機関や帰国者・接触者外来を設置している医療機関等)の外国人対応を支援するため、緊急的な措置として国において主要言語の電話医療通訳サービスを提供する。

2. 対象機関

- ① 帰国者・接触者外来を設置している医療機関
- ② 発熱患者等の診療または検査可能な医療機関として指定される医療機関(診療・検査医療機関)
- ③ 感染症指定医療機関
- ④ 新型コロナウイルス感染症重点医療機関
- ⑤ 上記以外で外国人の新型コロナウイルス感染症の入院患者を受け入れている医療機関
- ⑥ 新型コロナウイルス感染症疑い患者受入協力医療機関 等

3. 利用場面

対象医療機関における新型コロナウイルス感染症の外国人患者及び感染の疑いのある外国人への対応

4. 対応言語

英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、フランス語

※ベトナム語、フランス語の対応は、2020年12月7日8時30分からの開始となります。

5. 対応期間

2020年6月15日～当面の間

期間中24時間

※2020年11月28日までの予定でしたが、期間を延長しました。

6. 通訳サービス専用番号

050-3138-4567

7. 利用料金

無料(通話料は利用者負担)

【添付資料】

- ・電話通訳サービスのご案内(更新版)
- ・言語確認シート(更新版)

【参考HP】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/newpage_00006.html

本事業へのご理解ご協力の程、何卒宜しくお願い申し上げます。

医政局総務課医療国際展開推進室

厚生労働省 医政局総務課医療国際展開推進室

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

代表電話 03-5253-1111(内線2678、4115、4108)

直通電話 03-3595-2317 Fax 03-3501-2048

ファイル添付

コロナ対応電話通訳サービスのご案内_202011更新版.pdf
 コロナ対応電話通訳サービス言語確認シート_202011更新版.pdf

厚生労働省では、「新型コロナウイルス感染症対応」
のための「遠隔通訳サービス」を提供しています。

電話通訳サービスのご案内

新型コロナウイルス感染症患者及びその疑い患者の診療を行う医療機関(感染症指定医療機関や帰国者・接触者外来を設置している医療機関等)の外国人対応を支援するため、緊急的な措置として主要な言語の電話医療通訳サービスを提供します。

サービス内容

- ・ ご来院の外国人患者とスピーカーフォンによるハンズフリー通話での通訳
- ・ 外国人患者からの問い合わせ入電や発信における3者間通訳サービス

※3者間通訳サービスの詳細は、ご利用の手順をご確認ください。

通訳サービス専用番号: 050-3138-4567

(対象医療機関専用ダイヤルのため一般の方からのお電話はお受けしていません)

サービス提供対象者	<ul style="list-style-type: none">① 帰国者・接触者外来(地域・外来検査センターを含む)を設置している医療機関② 発熱患者等の診療または検査可能な医療機関として指定される医療機関(診療・検査医療機関)③ 感染症指定医療機関④ 新型コロナウイルス感染症重点医療機関⑤ 上記以外で外国人の新型コロナウイルス感染症の入院患者を受け入れている医療機関⑥ 新型コロナウイルス感染症疑い患者受入協力医療機関 等
利用場面	対象機関における新型コロナウイルス感染症の外国人患者及びその疑いのある外国人への対応
対応言語	英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、フランス語 ※ベトナム語、フランス語の対応は、2020年12月7日8時30分からの開始となります。
対応期間	2020年6月15日～当面の間 24時間体制 ※2020年11月28日までの予定でしたが、期間を延長しました。
利用料金	無料。ただし、通話料は利用者負担となります。

問い合わせ先

厚生労働省 新型コロナウイルス感染症対応に資する電話医療通訳サービス事業 運営事務局

TEL:06-6398-0561(平日9:00~18:00) FAX:06-6398-0562 E-mail:mhhlw@mrp-spd.co.jp

※時間外の緊急問い合わせ先TEL:050-3138-5671

〒532-0003 大阪市淀川区宮原3-4-30 ニッセイ新大阪ビル15階 株式会社エム・アール・ピー内

※本サービスは厚生労働省の委託を受けて、株式会社エム・アール・ピー(通訳業者:メディフォン株式会社)が提供します。

ご利用の手順

①外国人患者さんに「言語確認シート」を見せて、言語の確認をして下さい。

②通訳サービスの専用番号にお電話ください。

感染防止のためスピーカーを活用したハンズフリーでのご利用をお勧めいたします。

通訳サービス専用番号：050-3138-4567

③言語選択のアナウンスが流れますので、該当する言語を電話機のボタンで選んで下さい。

1. 英語
2. 中国語
3. 韓国語
4. ポルトガル語
5. スペイン語
6. 3者間通話のご利用・事前予約・言語がわからない場合等*
7. ベトナム語
8. フランス語

※3者間通話サービスのご利用は、2020年12月18日(木)より開始となります。

※「3者間通話」：患者さんやご家族などと通話する際に、通訳者を入れてお話しをすることができます。医療機関の交換台などが3者間の電話にする機能がある場合は、患者さんとの通話に追加する形で、本サービス番号までお電話ください。医療機関の電話機に3者間にする機能がない場合は、折り返し先電話番号を患者さんから聞き取った上(※)で一度電話を切り、本サービスまでお電話ください。言語選択で6番を選択し、患者さんの電話番号をお伝えいただければ、通訳者と患者さんにお電話をおつなぎし、3者間通話ができるようにいたします。

※：相手の電話番号の聞き取り例文 “We call you back, phone number please.”

④コーディネーターあるいは通訳者につながります。

1. 施設名
 2. 診療科あるいは部署
 3. お名前
- をお伝えください。

※コーディネーター：「お電話ありがとうございます。新型コロナウイルス感染症対応に資する電話医療通訳サービスでございます。」

ご担当者様：「××病院 △△科の〇〇です。・・語の通訳をお願いします。」

⑤コーディネーターから通訳者に代わりましたら、通訳者に患者さんに伝えたい内容をお話ください。

※コーディネーター：「かしこまりました。それでは・・語通訳につなぎます。」

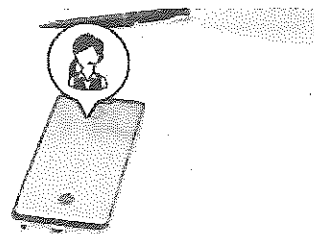
通訳者：「お待たせしました。・・語通訳です。」

ご担当者様：「患者さんに~~~~と伝えてください。」

通訳者：「かしこまりました。通訳しますので、患者さんに受話器をお渡しください。」

⑥お話いただいた内容を患者さんに通訳します。

※スピーカーフォンによるハンズフリー通話は、机の上などにスマートフォンやタブレット等を置いて、ご利用ください。感染防護や端末の消毒など、適切な感染防止措置の上でご使用ください。



注意事項

- ① 通訳は逐次通訳です(同時通訳ではございません)。お一人ずつ交互に、なるべく短い文章でお話してください。
- ② 通訳者は発話された言葉を訳します。自ら説明はできません。通訳者が理解できない単語や曖昧さが残る文章があった場合はお調べしたり、お尋ねする場合があります。
- ③ 通訳を利用する日時が決まっている場合は事前にお知らせいただくとよりスムーズにご利用いただけます。その際、患者さんへの説明文書等がありましたら事前に共有いただくと通訳精度向上・時間短縮となります。

言語確認シート

あなたが通訳サービスを
利用したい言語は何ですか。

Which language translation would you like to request?

请问您希望使用的口译服务语言是什么？

請問您希望使用的口譯服務語言是什麼？

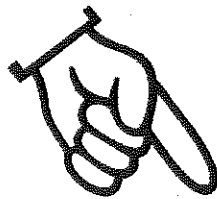
통역 서비스를 이용하실 언어는 무엇입니까?

Qué idioma desea solicitar?

Qual o idioma que deseja utilizar?

Ngôn ngữ mà quý vị muốn sử dụng trong dịch vụ thông dịch y tế là gì?

Quelle langue voulez-vous utiliser lors de la traduction ?



English

英語

中国话/中國話

中国語

한국어

韓国語

Português

ポルトガル語

Español

スペイン語

Tiếng Việt

ベトナム語

Français

フランス語

参考 (県ホームページ)

くらし・安全・環境 | 観光・福祉・子育て | 教育・文化・スポーツ | 観光・名産 | 産業・勤労 | 電子県庁

ホーム > 健康・福祉・子育て > 医療 > 医療相談・医療機関・薬局情報 > 訪日外国人旅行者等に対する医療の提供

掲載日：2020年11月30日

訪日外国人旅行者等に対する医療の提供

訪日外国人旅行者等に対する医療提供体制について

訪日外国人旅行者等が急病時に受診可能な、多言語サービス等の院内体制が確保された医療機関を下記のエクセルデータにて地域別に掲載しています。(令和2年6月26日現在)

[訪日外国人旅行者等に対する医療の提供体制 \(県内医療機関一覧\) \(エクセル：41KB\)](#)

(医療機関向け) 夜間・休日ワンストップ窓口サービス (厚生労働省委託事業) の実施について

外国人対応に関する課題が発生した際に、医療機関関係者に対し、平日夜間・土日祝日をサービス時間帯とする、助言・情報提供窓口が厚生労働省委託事業のもと開設されましたので、ご案内いたします。サービス内容等は次のとおりです。(なお、本県では、日中帯のワンストップ窓口は設置していません。) 令和2年度も引き続きご利用いただけます。

- ・ 窓口開設期間：令和2年4月1日(水曜日) から令和3年3月31日(水曜日) まで
- ・ 利用可能時間：平日17時から翌09時まで(土・日・祝日は24時間)
- ・ 電話番号：03-6371-0057 (通話料は利用者負担)
- ・ 利用方法：コールセンターに、(1)都道府県名、(2)医療機関名、(3)所属部署、(4)相談者の氏名をオペレーターに伝えうえで、相談事項を伝える
- ・ 窓口で取扱う相談：(1)状況の把握・情報整理、(2)支払いサポート、(3)院外機関情報提供・手続き説明、(4)重篤案件対応の情報提供など
- ・ 留意事項：患者等個人の方からの相談は受け付けておりません
- ・ その他：詳細は、別添資料をご確認ください。

[厚生労働省委託事業「夜間・休日ワンストップ窓口サービスの概要」\(PDF：559KB\)](#)

(医療機関向け) 「新型コロナウイルス感染症対応」のための電話医療通訳サービス (厚生労働省委託事業) のご案内

厚生労働省(委託事業)では、新型コロナウイルス感染症患者及びその疑い患者の診療を行う、次の医療機関の外国人対応を支援するため、主要な言語の電話医療通訳サービスを実施しています。

1 対象医療機関

- ・ 帰国者・接触者外来(地域・外来検査センターを含む)を設置している医療機関
- ・ 発熱患者等の診療または検査可能な医療機関として指定されている医療機関
- ・ 感染症指定医療機関
- ・ 新型コロナウイルス感染症重点医療機関
- ・ 上記以外で外国人の新型コロナウイルス感染症の入院患者を受け入れている医療機関
- ・ 新型コロナウイルス感染症疑い患者受入協力医療機関 等

2 利用場面

対象医療機関における新型コロナウイルス感染症の外国人患者及び感染が疑われる外国人への対応

3 対応言語

英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語※、フランス語※

※ベトナム語、フランス語の対応は、令和2年12月7日(月曜日)8時30分から開始

4 対応(利用)期間

令和2年6月15日から当面の間(24時間サービス)

感染症、国際化

外国人

看護実習受入拡充助の事前着手届について(平成31年度)

看護実習受入拡充助の交付申請について(平成31年度)

看護実習受入拡充助の事業計画書について(平成31年度)

看護実習受入拡充助の実績報告書について(平成31年度)

(令和2年度)看護所通隔教育環境整備金について

令和2年度就業実態調査看護ステーション協力ください

院内保育事業運営業(公的病院)に

看護職員の確保及上推進委員会

神奈川県医療安全ターのご案内

県立衛生看護専門学校看護学科への入学されている皆様への

「神奈川県立病院専門学校」を卒業への証明書発行

看護専任教員から一ジ

院内保育施設整備事業について

看護専任教員にな

県内医療機関情報センター

看護職員就業実態調査看護ステーション

特定行為研修受講費補助について

「外国籍県民のた健・医療ガイド」

神奈川県総合リハシオンセンター指評価委員会

休日の眼科・耳鼻救急当番医療機関

医療的ケア児に関市町村の問い合わせ

5 通訳サービス専用番号

050-3138-4567 (対象医療機関専用ダイヤル)

6 利用料金

無料 (通話料は利用者負担)

7 問い合わせ先

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応に資する電話医療通訳サービス事業運営事務局

電話：06-6398-0561 (平日9時00分から18時00分※)

※時間外の緊急問い合わせ先 (電話：050-3138-5671)

8 その他

詳細は別添資料をご確認ください。

■[新型コロナウイルス対応電話医療通訳サービスのご案内 \(PDF: 617KB\)](#)

看護職員就業実態

訪問看護普及啓発
ラシ) について訪問看護に関する
一覧訪日外国人旅行者
療の提供医療療養病床を有
機関及び介護療養
設の転換意向調査いつでも、気軽に
なく「健康サポ
局」かかりつけ薬剤師
ついて地域枠医師の義務
キャリア形成プロ
ついて看護実習受入拡充
助のお知らせ (令看護師等養成所選
事業のお知らせ (度)訪問看護普及啓発
いて

業務従事者届

院内保育事業運営
業について新人看護職員研修
について糖尿病連携手帳を
しよう第2回神奈川県
リレーションセン
委員会会議結果神奈川県総合リハ
ションセンター推
評価委員会 会議令和元(2019)年
員就業実態調査(イ
健施設・特別養護
△)に御協力を
ます附属機関の概要(中
看護師試験委員会令和2年度教育交
ション研修事業費
について看護学生等の実習
する調査の集計結
て(平成28年度)看護師等養成所選
事業のお知らせ (度)

保健師助産師看護

宮ヶ瀬診療所をご
か?ハチに刺されたら
けてください!**「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」の選出(募集)について**

令和2年5月27日を募集期限としていた令和2年度外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関の選出(手上げ)について、国あて選出報告し、6月末を目途に厚生労働省ホームページから選出医療機関リスト(全都道府県分)が公開される予定です。

■[平成31年3月26日付け国通知：「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」の選出及び受入体制に係る情報の取りまとめについて\(依頼\)」\(PDF: 322KB\)](#)■[厚生労働省ホームページ\(「外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリスト」\)](#)**1 選出(募集)要件(令和2年度) ※令和2年度の募集は終了しました。**

【選出(募集)区分1】：外国人患者で入院を要する救急患者に対応可能な医療機関

次の(1)、(2)、(3)の要件を満たす医療機関が対象です。

(1)保険医療機関の指定を受けていること

(2)二次以上の救急医療機関※に指定されていること

※救命救急センター、地域医療支援病院、救急病院・診療所、病院群輪番制参加病院

(3)少なくとも英語による診療が可能であること(通常診療時間内に、医師が直接英語で診察、または、日英通訳者を介した診療が可能であること)

【選出(募集)区分2】：外国人患者を受入れ可能な医療機関(診療所・歯科診療所を含む)

次の(1)、(2)、(3)の要件を満たす医療機関が対象です。

(1)保険医療機関の指定を受けていること

(2)原則、二次以上の救急医療機関に指定されていないこと※

※救急医療の機能分化の観点から、二次以上の救急医療機関は選出区分1での選出が望ましいこと。

(3)少なくとも英語による診療が可能であること(通常診療時間内に、医師が直接英語で診察、または、日英通訳者を介した診療が可能であること)

なお、次に記載する項目は、必須要件ではありませんが、訪日外国人旅行者患者及び在留外国人患者が安心して受診できる体制を確保するための「望ましい要件」として設定します。※

※「望ましい要件」に該当しなくても選出(手上げ)は可能です。

【望ましい要件】

○上記、選出区分1の(3)、選出区分2の(3)において、対応可能な外国語が2か国語以上であること(例：英語+中国語、英語+韓国語など)

○キャッシュレス決済が可能であること(クレジットカード、スマートフォン決済など)

2 選出(募集)に際しての留意事項について(令和2年度)

次に記載する内容にご留意のうえ、選出をご検討ください。

○厚生労働省では、選出を意向する医療機関から県あて提出された書類に記載の医療機関の基本情報や訪日外国人旅行者等の患者を受け入れる診療体制等の情報について、観光庁と情報共有したうえで、厚生労働省と観光庁(日本政府観光局(JNTO))等のウェブサイトにおいて医療機関情報を公開する予定であること。また、厚生労働省と観光庁は、医療機関から提出された医療機関情報を定期的に更新していく予定であること。

○今回の選出(募集)にて、「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」に登録された後、登録を辞退する場合は、受入体制に係る情報を取りまとめている本県に速やかに連絡していただく必要があること。

○ご提出いただいた書類に記載の医療機関情報は、訪日外国人旅行者や在留外国人への利便性を考え、政府や日本政府観光局(JNTO)のみならず、自治体や民間の事業者も必要としていると考えられることから、厚生労働省の方針として、医療機関からの特段の申し出がない限り、当該医療機関情報は、自治体や民間事業者にも提供する予定であること。

○その他、留意事項の詳細は、平成31年3月26日付け国通知「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」の選出及び受入体制に係る情報の取りまとめについて(依頼)」の別紙「作業要項」3ページに記載の「(4) 今後の政府の方針」、8ページに記載の「7.留意事項」に記載されておりますので、ご確認ください。

3 選出(募集)の手続きについて(令和2年度)

「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」の選出を意向する場合は、次に掲げる書類、提出方法に従って本県あてご提出をお願いします。

(1) 提出書類

○「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」選出意向区分票

○回答票

[提出書類エクセル様式\(エクセル:57KB\)](#)

(2) 提出先(回答先)

神奈川県健康医療局保健医療部医療課 医療整備グループ あて

「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」選出意向区分票に記載のメールアドレスにて上記2点の提出物を提出(回答)してください。また、メールの回答に際しては、次の標題(タイトル)を記載し送付してください。

「(回答)外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関の選出について」

(3) 提出(回答)期限

令和2年5月27日(水曜日)(令和2年度の選出(募集)は終了しました。)

(令和3年度選出(募集)は、令和3年2月頃を予定)

4 問合せ先

神奈川県健康医療局保健医療部医療課 医療整備グループ

電話 045-210-4874(直通)

外国人患者の受入れのための医療機関向けマニュアル

厚生労働省が、平成30年度に設置・開催した「訪日外国人旅行者等に対する医療の提供に関する検討会」(以下「検討会」という。)の取組の中で、取りまとめられた「外国人患者の受入れのための医療機関向けマニュアル」について、令和2年2月28日開催の検討会を経て、改定版(第2版)が、下記の厚生労働省ホームページから公開されています。

■「外国人患者の受入れのための医療機関向けマニュアル」の周知について(依頼)(PDF:115KB)

■「外国人患者の受入れのための医療機関向けマニュアル(第2版)」(厚生労働省ホームページ)

医療機関で使用する外国人向け多言語説明資料について(参考)

厚生労働省のホームページから、医療機関において、外国人患者の対応時に必要となる各種医療文書(診療・入院申込書、問診票、同意書、診療情報提供書、概算医療費、医療費請求書・領収書など)が5か国語(英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・スペイン語)にて作成されておりますので、活用をご検討ください。

(資料の特徴・使用上の注意)

- ・全文書に日本語が併記されていること
- ・医療機関の用途に応じた使用ができるよう、加工・編集が可能なワード版があること
- ・各医療機関の責任において使用するものであること

■医療機関で使用する外国人向け多言語説明資料_一覧

国の検討部会の開催・検討状況

厚生労働省が、平成30年度に設置・開催した「訪日外国人旅行者等に対する医療の提供に関する検討会」の開催、検討状況は、次の厚生労働省のホームページから閲覧できます。

各種養成施設

神奈川県医療機関

消費税及び地方消費税除税額の報告

県立病院ヒヤリ・例及びアクシデンについて

あん摩マッサージ師、きゅう、柔道について

かかりつけ医を持つ

神奈川県地域医療資金貸付制度につ

神奈川県産科等医療金貸付制度につい

かながわの医師確

神奈川県医療勤務支援センター

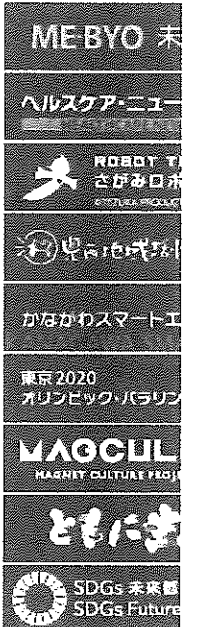
麻薬小売業者間継続申請手続につ

先生の当番表をご認

予防接種を受けら

医療相談、医療機関情報の随時提供情

県の重点施策



このページに関するお問い合わせ先

[健康医療局 保健医療部医療課](#)
[健康医療局保健医療部医療課へのお問い合わせフォーム](#)
 医療整備グループ
 電話：045-210-4874
 内線：4874
 ファクシミリ：045-210-8856

このページの所管所属は[健康医療局 保健医療部医療課](#)です。



PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Acrobat Readerが必要です。Adobe Acrobat Readerをお持ちでない方は、[バナーのリンク先から無料ダウンロード](#)してください。

[ページの先頭へ戻る](#)

[暮らし・安全・環境](#)

- [身近な生活](#)
- [生活と自然環境の保全と改善](#)
- [環境技術・廃棄物処理](#)
- [防災と安全](#)
- [人権と協働](#)

[健康・福祉・子育て](#)

- [心身の健康](#)
- [医療](#)
- [出産・子育て](#)
- [福祉](#)
- [介護・高齢者](#)

[教育・文化・スポーツ](#)

- [教育](#)
- [入試・進学](#)
- [教育の安全・安心](#)
- [社会教育・サイエンス・レクリエーション](#)
- [教養・文化施設](#)
- [文化・芸術](#)

[観光・名産](#)

- [観光・レジャー](#)
- [名産・特産](#)

[産業・働く](#)

- [業種別情報](#)
- [事業者支援・活性化](#)
- [労働・雇用](#)
- [入札・公共工事](#)

[電子県庁・](#)

- [オンライン行](#)
- [県政情報](#)
- [情報公開・価](#)
- [県域・県勢情](#)
- [県土・まちご](#)
- [地方分権・自](#)
- [財政・経理](#)
- [県有資産等の](#)
- [職員採用・総](#)
- [県組織の運営](#)
- [地域振興](#)

[Translate](#)

[ご利用案内](#)

[サイトマップ](#)

[サ](#)